

認可外保育施設等の場合

幼児教育・保育の無償化について

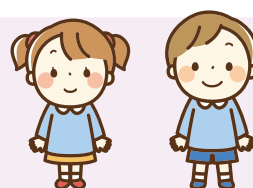
1. 無償化の対象者

「**保育の必要性の認定**」を受け、認可保育園、認定こども園等を利用して**いない方**が対象になります。

2. 上限額

3歳児クラスから5歳児クラス…月額 **37,000 円まで無償**

0歳児クラスから2歳児クラス…月額 **42,000 円まで無償** (住民税非課税世帯のみ)



※ただし、認可保育園や認定こども園、企業主導型保育等を利用して**いない方**が対象となります。

※通園送迎費、食材料費(給食費)、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

3. 対象となる施設

都道府県等に届出をしている認可外保育施設

(一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、認可外の事業所内保育園等)



※認可外保育施設としての届出をしていない幼児教室等は、無償化の対象となりません。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行う必要があるため、ご利用される施設等により対象にならない場合もあります。

4. 申請手続き

無償化の対象となるには、認定申請等の手続きが必要です。

詳しくは **資料3** をご覧いただき、必要書類を提出してください。

